

事業適合性判定手続規則

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、日本知的財産仲裁センター（以下「センター」という。）による事業適合性判定手続（以下「事業適合性判定」という。）に関し必要な事項を定める。

(事業適合性判定の種類及び判定事項)

第2条 センターは、第3条第2項第3号に定める申請対象事業説明書により特定される申請人の製品又は方法に関する事業（以下「判定対象事業」という。）について、申請人の選択するところにより、次の各号の事業適合性判定を行う。

(1) 第1号判定

外部調査機関による調査の結果に基づく、判定対象事業に影響を与える可能性のある他者の発明又は考案（日本国内で特許出願又は実用新案登録出願されたものに限る。以下「他者発明等」という。）の有無の判定

(2) 第2号判定

第1号判定又はこれに相当する申請人からの提出資料に基づく、理由を伴う、判定対象事業に影響を与える可能性のある他者発明等の有無の判定

(3) 第3号判定

第1号判定又はこれに相当する申請人からの提出資料に基づき抽出された、判定対象事業に影響を与える可能性があるとして判定される他者発明等に対する、判定対象事業の抵触性の有無についての詳細な判定

第2章 手続

(申請)

第3条 申請人は、別途定める事業適合性判定申請書に所定の事項を記載し、同申請書の正本1通を、写し2部と共にセンターに提出しなければならない。

- 2 申請人は、次に掲げる書面を申請書に添付するものとする。
- (1) 申請人が法人であるときは、代表者の資格を証する書面
 - (2) 代理人を定めたときは、代理権を証する書面
 - (3) 申請対象事業説明書（申請対象の製品・方法を特定するもの。正本1通，写し2通）
 - (4) 申請対象事業に関する特許リスト等，申請者の権利の所在及び内容を証する資料（正本1通，写し2通）
 - (5) 他者発明等に関する特許リスト等，他者の権利の所在及び内容を証する資料（ただし，第1号判定を含む申請をする場合を除く。）
 - (6) 同意書
- 3 代理人は，法令により代理権を認められている者又はセンターが相当と認める者でなければならない。

(事前相談制度)

第4条 事業適合性判定に関する事前相談の手続は次のとおりとする。

- (1) 事前相談の申込みは，センターに対して，センターが別途定める書式による事前相談申込書を提出し，手数料を支払うことにより行うものとする。
- (2) センターは，事前相談申込書に基づき，センターが常備する事業適合性判定人候補者名簿（以下「事業適合性判定人候補者名簿」という。）から利害関係・中立性等を確認後，弁護士又は弁理士1名を事前相談担当者として選任する。
- (3) 事前相談は，次の要領で行う。
 - ア 事業適合性判定の概要，判定の種類，費用，特許調査範囲及び条件の説明
 - イ 事前相談申込者が希望する判定の種類，申請の趣旨の内容の特定
 - ウ 事業適合性判定申請に必要な書類の記載要領についての助言
 - エ 事前相談申込者の事業適合性判定申請の意思確認

(判定人の選任)

第5条 センターは，事業適合性判定人候補者名簿から弁護士，弁理士各1名を判定人に選任する。判定人が死亡，辞任，その他の理由により欠けた場合も同様とする。ただし，第6条1項の指定を受けた者は判定人に選任されない。

(判定人の利害関係情報)

第6条 申請人は申請書と共に、特定利害関係者指定書により、利害関係を有する第三者と判断する者を指定することができる。センターは、特定利害関係者指定書を判定人候補者に開示する他は、他に開示してはならないものとする。

2 判定人は、就任に際して、事業適合性判定の申請人及びセンターに対し、利害関係に関する言明書を提出するものとし、自己の公正性又は独立性に疑いを生じるおそれがある事実があるとき又は発生したときは、遅滞なくその全部を開示しなければならない。

(判定人の忌避)

第7条 申請人は、判定人に公正性又は独立性を疑うに足る相当の理由があるときは、当該判定人の忌避を申し立てることができる。

2 センターは、前項の申請に理由があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

第3章 事業適合性判定

(外部特許調査機関に対する調査依頼)

第8条 第1号判定の判定人は、次に掲げる調査の結果に基づき、第1号判定を行う。

(1) 第1号判定の判定人は、外部特許調査機関候補者と共に、申請人と面談して、申請内容及び外部特許調査機関の選定、調査対象・条件(対象技術分野の範囲及びスケジュール等)を確認する。なお、1対象技術分野の範囲は、国際特許分類のメイングループを基準として面談により定める。

(2) 申請人は、前号の面談時に確認した外部特許調査機関の選定及び調査対象等について同意した場合には、別途センターの定める書式による同意書を提出して、外部特許調査機関に対して調査を依頼するものとする。

(面談)

第9条 第2号判定又は第3号判定の判定人の両名いずれも、第1号判定を担

当てない場合、判定人は、申請人と面談の上、申請内容及び対象技術分野の確認を行うものとする。

(判定書)

第10条 事業適合性判定の結論は、判定書を、申請人に送付することにより告知する。

2 判定書の第三者への開示は、専ら、申請人の裁量によるものとし、センターは申請人によりなされた開示についていかなる責任も負わないものとする。

(判定の性質)

第11条 事業適合性判定は、センターが選任した判定人の意見であって、何人に対しても拘束力を有しない。

(不服申立て)

第12条 事業適合性判定に対しては不服を申し立てることができない。

(取下げ)

第13条 申請人は、判定書の発送が行われるまでは、いつでも申請を取り下げることができる。

第4章 手数料

(手数料)

第14条 申請人は、別表に定める手数料を納付しなければならない。

2 第1項の申請手数料は、申請後速やかに納付しなければならない。

3 手数料が納付されない場合又は納付された手数料が不足している場合、センターは申請人に対し通知受領日から1週間以内に不足額を納付するよう求めることができ、申請人がこの期限内にこれを納付しない場合、当該申請は取り下げられたものとみなすことができる。

4 センターが受領した手数料は、申請取下げの場合を含め、返還しない。

第5章 事件管理

(事件管理)

第15条 事業適合性判定事件の管理は、センターの運営委員会、支部運営委員会又は支所運営委員会（以下「運営委員会」と総称する。）が行い、その事務はセンターの事務局が行う。

- 2 運営委員会は事業適合性判定の申請があったときは、直ちに事件管理者を選任してその事件の管理に当たらせる。
- 3 事件管理者は、必要に応じて面談に同席することができる。

第6章 秘密保持

(秘密保持)

第16条 判定手続及びその記録はこれを非公開とし、判定人、判定人候補者、事前相談担当者、事件管理者、運営委員、センターの役員及び事務局職員並びに当事者及びその代理人は、申請人の同意を得た場合を除き、判定の存在、内容及び結果を開示又は利用してはならない。上記の者がその職を退いた後も同様とする。ただし、センターは、知的財産関連紛争解決についての啓発、研究などに必要な場合、当事者名、申請対象の特許、実用新案登録などの具体的内容を特定しないでこれらを開示することができる。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

別表 事業適合性判定手続手数料（消費税を含まない。）

1	事前相談料（第4条）	1万円
2	外部調査機関調査費用	10万円／対象技術分野
3	第1号判定費用	20万円／対象技術分野
4	第2号判定費用	60万円／対象技術分野（ただし、公報5件以内。公報1増加毎に2万円割増）
5	第3号判定費用	90万円／対象技術分野